

○三重県市町村職員共済組合貸付規程

〔昭和46年3月4日〕
三職共規程第1号

改正	昭和48年3月14日三職共規程第1号	昭和50年2月21日三職共規程第2号
	昭和51年8月3日三職共規程第2号	昭和52年2月25日三職共規程第2号
	昭和53年2月24日三職共規程第3号	昭和54年3月3日三職共規程第2号
	昭和54年6月1日三職共規程第4号	昭和54年8月1日三職共規程第6号
	昭和55年4月1日三職共規程第2号	昭和55年4月1日三職共規程第3号
	昭和59年3月16日三職共規程第2号	昭和61年8月26日三職共規程第6号
	平成3年3月20日三職共規程第2号	平成4年3月30日三職共規程第2号
	平成4年3月30日三職共規程第3号	平成7年3月24日三職共規程第2号
	平成8年2月16日三職共規程第3号	平成8年4月1日三職共規程第4号
	平成9年2月27日三職共規程第2号	平成12年2月14日三職共規程第1号
	平成14年2月12日三職共規程第1号	平成15年3月28日三職共規程第2号
	平成16年2月10日三職共規程第3号	平成17年7月11日三職共規程第3号
	平成18年3月30日三職共規程第5号	平成18年5月29日三職共規程第6号
	平成20年12月3日三職共規程第4号	平成21年2月17日三職共規程第2号
	平成22年2月18日三職共規程第2号	平成23年5月23日三職共規程第4号
	平成23年6月7日三職共規程第5号	平成24年3月30日三職共規程第6号
	平成25年5月28日三職共規程第3号	平成26年2月6日三職共規程第2号
	平成27年2月6日三職共規程第2号	平成27年9月29日三職共規程第6号
	令和2年1月23日三職共規程第3号	令和3年4月30日三職共規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、三重県市町村職員共済組合貸付規則（昭和46年三職共規則第7号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。

(貸付けの対象となる住宅及び家財の範囲)

第2条 規則に定める住宅とは、組合員が生活の本拠として居住する建物をいう。ただし、店舗、作業場、畜舎等組合員及びその家族が直接居住の用に供しない建物を除く。この場合において、建物にただし書に定める部分を含むときは、その部分を控除した面積及び金額をもって組合員が生活の本拠として居住する建物とみなす。

2 規則に定める家財とは、組合員の住居以外の社会生活上必要と認められる一切の財産をいう。ただし、山林、田畑、宅地、貸家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券等は除く。

(貸付けの対象となる外国の教育機関)

第3条 規則第3条第5項第2号において理事長が定める外国の教育機関は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期

課程に限る。)、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校に相当する外国における学校とする。

(貸付け申込み)

第4条 規則第8条第1項に定める貸付申込書は、次の各号に定める期間に提出しなければならない。

- (1) 普通貸付 規則第3条第2項に掲げる事由の発生前6月以内又は発生後2月以内
 - (2) 住宅貸付
 - イ 規則第3条第3項に基づく住宅の新築、増築、改築又は修理（以下「新築等」という。）に対する貸付けは、工事着工前
 - ロ 住宅の購入又は敷地の購入（以下「住宅等の購入」という。）に対する貸付けは、当該購入前
 - (3) 災害貸付 規則第3条第4項第1号に基づく貸付けは、損害を受けた日から6月以内、同項第2号及び第3号に基づく貸付けは、損害を受けた日から5年以内
 - (4) 特別貸付
 - イ 規則第3条第5項第1号に基づく医療貸付は、療養期間中又は療養期間終了後6月以内
 - ロ 規則第3条第5項第2号に基づく入学貸付は、入学前
 - ハ 規則第3条第5項第3号に基づく修学貸付は、在学期間中又は入学前
 - ニ 規則第3条第5項第4号に基づく結婚貸付は、結婚予定日前6月以内又は婚姻届出後2月以内
 - ホ 規則第3条第5項第5号に基づく葬祭貸付は、申込み事由発生後2月以内
- 2 規則第8条第1項に規定する理事長が別に定める書類は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 普通貸付
 - イ 借入状況報告書並びに他の金融機関等から借り入れている場合又は新規借入をする場合は、借入状況、毎月の弁済額及びボーナスの弁済額が確認できる書類
 - ロ 見積書等費用の確認できる書類
 - (2) 住宅貸付 別表に定める書類
 - (3) 災害貸付 市町村長、警察署長又は消防所長のり災証明書（地方公務員等

共済組合法第73条の規定による災害見舞金の受給者を除く。）

- イ 災害家財貸付 損害を補填するに要する費用の見積書
- ロ 災害住宅貸付及び災害再貸付 別表に定める書類
- (4) 特別貸付 借入状況報告書並びに他の金融機関等から借り入れている場合又は新規借入をする場合は、借入状況、毎月の弁済額及びボーナスの弁済額が確認できる書類
 - イ 医療貸付 医師の診断書及び見積書若しくは経費の内訳書又は領収書
 - ロ 入学貸付 合格通知書若しくは入学許可書及び入学案内書（入学金又は授業料が確認できるもの）又は賃貸契約書並びに組合員又は被扶養者以外の者の入学については、組合員との続柄が確認できる書類及び外国の教育機関に入学(留学)する場合は、当該外国の教育機関の発行する海外留学に係る証明書又は、国内の学校長が特別に留学を認めた場合は、当該学校長の海外留学に係る証明書
 - ハ 修学貸付 入学許可書若しくは在学証明書及び入学案内書（入学金又は授業料が確認できるもの）又は賃貸契約書並びに組合員又は被扶養者以外の者の修学については、組合員との続柄が確認できる書類
 - ニ 結婚貸付 見積書、仲人の証明書等結婚の事実が確認できる書類及び組合員又は被扶養者以外の者の結婚については、組合員との続柄が確認できる書類
 - ホ 葬祭貸付 申込み事由の確認できる書類及び申込額が申込時における給料（規則第5条第1項第1号に規定する給料をいう。以下同じ。ただし、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により条例の規定に基づき給料の一部が減額されている者（以下「部分休業等減額者」という。）にあっては、減額後の給料とする。）を上回る場合は、葬祭に要する費用を明らかにする書類（被扶養者以外の者の葬祭については、組合員との続柄が確認できる書類を添付すること。）

第5条 削除

（貸付けの制限）

第5条の2 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けは、次の各号のいずれかに該当するときは行わない。

- (1) 貸付けの申込みをするときにおいて、当該貸付けの申込額に対する毎月の償還予定額、組合からの既貸付金に対する毎月の償還額及び三重県市町村職員共済組合物資供給規則（昭和44年三職共規則第7号）に基づく毎月の償還額（期

末手当等（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第2条第1項第6号に規定する期末手当等をいう。以下同じ。）からの償還額を除く。以下この条において同じ。）の合計額と金融機関等からの借入金に対する毎月の償還額の合算額（以下次号において「月例償還額」という。）が、給料の100分の30に相当する額を超えるとき。

- (2) 貸付けの申込みをするときにおいて、月例償還額に12を乗じて得た額及び期末手当等の支給月における当該期末手当等からの償還額（金融機関等からの借入金に対する期末手当等からの償還額を含む。）に2を乗じて得た額の合計額が、給料（部分休業等減額者にあつては、減額後の給料とする。）に12を乗じて得た額及び期末手当等の額（この場合、給料（部分休業等減額者にあつては、減額後の給料とする。）に4を乗じて得た額を期末手当等の額とみなす。）の合計額の100分の30に相当する額を超えるとき。
- (3) 給料の全部の支給が停止されているとき又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されているとき。
- (4) 給料その他の給与（地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。）の差押え又は保全処分を受けているとき。
- (5) 三重県市町村職員共済組合債権回収事務取扱要綱第7条第1項各号に定める者となったとき。ただし、同条第2項に定める者を除く。

（貸付金の交付）

第6条 規則第10条に規定する貸付決定通知書の交付は、規則第3条第2項、第5項各号、第6項及び第7項に定める貸付については、規則第11条第1項に定める借用証書提出後、同条第2項に定める貸付金を交付する際に、理事長が別に定める貸付金送金通知書の交付をもって貸付決定通知書に替えるものとする。

- 2 借受人は、規則第3条第3項（住宅等の購入に係るものを除く。）並びに第4項第2号及び第3号に定める貸付に係る貸付決定通知書の交付を受けた場合は、規則第11条第1項に定めるところにより借用証書に印鑑証明書、当該貸付事由に係る着工報告書及び写真（当該事実の判明できるもの。以下同じ。）を添付しなければならない。
- 3 規則第11条第2項ただし書の規定は、特に理事長が必要と認める場合を除き、当分の間一時に交付するものとし、修学貸付にあつては、当該貸付けの対象となる教育機関が定める修業開始月の前月又は当該月に一学年分を交付することがで

きるものとする。

第7条 削除

第8条 削除

（貸付後における提出書類）

第9条 第4条第2項第1号の普通貸付及び同項第3号イの災害家財貸付の借受人は、借受事由が実行されたときは、ただちに領収書等その事実が確認できる書類を理事長に提出しなければならない。

2 住宅の新築等を事由とする住宅貸付及び災害貸付（以下この条において「住宅貸付等」という。）の借受人は、工事が完了したときは、ただちに竣工報告書、写真、登記事項証明書又は登記簿謄本（以下この条において「登記簿等」という。）及び住民票を理事長に提出しなければならない。

3 住宅の購入を事由とする住宅貸付等の借受人は、所有権の移転登記が完了後、敷地の購入を事由とする住宅貸付等の借受人は、規則第12条に定める期限内に当該敷地に住宅の建築に着手し、当該工事が完了後、ただちに登記簿等及び住民票を理事長に提出しなければならない。

（貸付金の償還）

第10条 規則第14条第1項に定める理事長が特に認めるものとは、借受人が他の金融機関等からの借入金返済のため期末勤勉手当にて償還できない場合とする。

2 規則第14条第2項に規定する償還金の措置は、規則第3条第5項に定める特別貸付以外の貸付けにあっては、地方公務員等共済組合法第73条の規定による災害見舞金の受給者の場合とする。

3 規則第14条第4項に規定する理事長が別に定める方法は、次のとおりとする。

(1) 償還の猶予が終了した月の翌月からの償還については、償還を猶予しなかったとしたならば、償還表において当該月に償還することとなる償還額から償還する。

(2) 償還を猶予した期間の各月分の未償還額の償還については、当該償還を猶予した月に償還を猶予した期間に相当する月数を加えた月に対応する月に、当該償還を猶予した月に償還することとされていた償還額を償還する。

（書類の返還）

第11条 理事長は、規則第8条並びに規程第4条及び第9条の規定により借受人から提出された書類については、貸付金の償還が完了後においても借受人であった者に返還しないものとする。

（所属所長の責務）

第12条 所属所長は、理事長が必要と認める場合は、貸倒事故防止のための調査等に協力するとともに、未償還元利金の回収に努めなければならない。

（他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け）

第13条 規則第19条の規定による貸付金の限度額は、規則第5条の規定を適用し、かつ当該共済組合に係る未償還元利金を限度とし、貸付金額の単位は、規則第6条の規定にかかわらず、1万円単位とする。

2 借受人は、規則第8条に規定する貸付申込書及び同第11条第1項に規定する借用証書に当該貸付けを受けていた他の共済組合の証明する未償還元金明細書を添えて提出するものとする。

3 規則第9条及び第5条の2第1号から第5号までの規定は、第1項に規定する貸付けについて準用する。ただし、他の組合又は国の組合において、第5条の2第1号及び第2号に規定する審査基準と同程度の審査を経て貸し付けられたものであると認められる貸付けについては、同条第1号及び第2号の規定を適用しないことができる。

（必要書類の提出）

第14条 理事長は、申込人又は借受人に対し規則及びこの規程に定める書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（貸付金の限度額の算定の基礎となる給料）

第15条 規則第5条第1項第1号イに掲げる職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第1項に規定する教育長を含む。以下同じ。）である組合員に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる給料の額は、当該職員に係る条例の規定が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる金額（100円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額）とする。

（1）給料と扶養手当その他の手当とに区分して支給することとされている場合
当該給料の月額に1.25を乗じて得た金額

（2）給料以外には扶養手当その他の手当は支給しないが、給料の中に当該手当を含む旨が規定されている場合
当該給料の月額

（3）給料と扶養手当その他の手当とを区分することなく支給することとされている場合（前号に掲げる場合を除く。）
当該支給される給与の月額

2 規則第5条第1項第1号ハに掲げる職員である組合員に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる給料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げ

る金額（100円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額）とする。

- (1) 賃金又は手当の額のうち給料に相当する分の額が、その算定上明らかである者 次に定める金額
 - ア 賃金又は手当の額が月額で定められている者については、当該給料に相当する分の月額に1.25を乗じて得た金額
 - イ 賃金又は手当の額が日額で定められている者については、当該給料に相当する分の日額に1.25を乗じて得た金額の22倍に相当する金額
 - ウ 賃金又は手当の額が時間給で定められている者については、当該給料に相当する分の1時間当たりの額に1.25を乗じて得た金額に1週間当たりの勤務時間の52倍に相当する時間数を乗じた額を12で除して得た金額
- (2) 前号に掲げる者以外の者 次に定める金額
 - ア 賃金又は手当の額が月額で定められている者については、当該月額
 - イ 賃金又は手当の額が日額で定められている者については、当該月額の22倍に相当する金額
 - ウ 賃金又は手当の額が時間給で定められている者については、1時間当たりの額に1週間当たりの勤務時間の52倍に相当する時間数を乗じた額を12で除して得た金額
- 3 規則第5条第1項第1号ニに掲げる者に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる給料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額（100円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額）とする。
 - (1) 法第141条第1項に規定する組合職員 三重県市町村職員共済組合給与規則（昭和37年三職共規則第8号）に規定する給料の月額
 - (2) 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人の役職員、法第141条の3に規定する定款変更一般地方独立行政法人の役職員及び法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員 次に定める金額
 - ア 当該法人の役員については、その支給を受ける給与のうち第1項の規定により算定された金額に相当する金額
 - イ 当該法人の職員については、規則第5条第1項第1号ニに規定する月額をもって支給されるものに相当する金額

附 則

- 1 この規程は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 三重県市町村職員共済組合貸付規程（昭和44年三職共規程第1号。次項におい

て「旧規程」という。）は、廃止する。

- 3 前項の規定にかかわらず、旧規程に基づき行われた貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（昭和48年3月14日三職共規程第1号）

- 1 この規程は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、旧規程に基づき行われた貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（昭和50年2月21日三職共規程第2号）

- 1 この規程は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、旧規程に基づき行われた貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（昭和51年8月3日三職共規程第2号）

- 1 この規程は、昭和51年8月3日から施行し、昭和51年7月2日以後貸付申込みを受けた者から適用する。
- 2 この規程による改正前の三重県市町村職員共済組合貸付規程による貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（昭和52年2月25日三職共規程第2号）

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年2月24日三職共規程第3号）

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月3日三職共規程第2号）

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月1日三職共規程第4号）

- 1 この規程は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年8月1日三職共規程第6号）

この規程は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日三職共規程第2号）

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の第3条第2項第4号の規定は昭和56年度入学にかかる貸付から適用し、昭和55年度入学に係る貸付については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年4月1日三職共規程第3号）

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月16日三職共規程第2号）

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年8月26日三職共規程第6号）

この規程は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（平成3年3月20日三職共規程第2号）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日三職共規程第2号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日三職共規程第3号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月24日三職共規程第2号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月16日三職共規程第3号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日三職共規程第4号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月27日三職共規程第2号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月14日三職共規程第1号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月12日三職共規程第1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日三職共規程第2号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月10日三職共規程第3号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月11日三職共規程第3号）

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日三職共規程第5号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月29日三職共規程第6号）

この規程は、平成18年6月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年12月3日三職共規程第4号）

この規程は、平成20年12月3日から施行する。

附 則（平成21年2月17日三職共規程第2号）

この規程は、平成21年2月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成22年2月18日三職共規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の三重県市町村職員共済組合貸付規程第5条の2第2号の規定は、平成22年6月11日以後に申込みがあった貸付けから適用し、同日前に申込みがあった貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年5月23日三職共規程第4号）

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成23年6月7日三職共規程第5号）

この規程は、平成23年6月7日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日三職共規程第6号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月28日三職共規程第3号）

この規程は、平成25年5月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年2月6日三職共規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 三重県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則（平成26年2月19日三職共規則第1号）による改正前の三重県市町村職員共済組合貸付規則第13条の規定により抵当権を設定した借受人が貸付金の償還を完了したとき、又は登記の抹消の申し出をしたときは、登記の抹消の手續きに必要な書類を借受人に交付するものとする。

附 則（平成27年2月6日三職共規程第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月29日三職共規程第6号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和2年1月23日三職共規程第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月30日三職共規程第2号）

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

別表

(1) 申込事由によるもの

申込事由 提出書類	住 宅					敷地	付 記	
	(イ) 新築	(ロ) 増築	(ハ) 改築	(ニ) 修理	(ホ) 購入	(ヘ) 購入		
土地登記簿謄本	○	○				○ 売主 名義	原本 未登記の 場合は固定 資産評価 証明書	農地の場合は「農地転用許可書」又は農業委員会の「農地転用申請受理証明書」を添付
家屋登記簿謄本		○	○	○		○ 売主 名義		
建築確認済証又は 建築工事届(写し)	○	○	○				建築確認申請及び、建築工事届が不要な場合は、建築確認申請書等(についての申立書(所定の様式によるもの)を提出	
配 置 図	○	○					(イ)又は (ロ)	同一敷地内の既存建物を含めたもの
平 面 図	○	○	○	○	○		(ロ)又は (ハ)	既存住居部分、着工前、着工後、在宅介護対応部分を明示したもの
工事請負契約書 (写し)	※ ○	※ ○	※ ○	※ ○	※		※在宅介護対応住宅の加算がある場合は、在宅介護対応住宅工事内訳明細(所定の様式によるもの)を添付。店舗等を含む場合も工事内訳明細を添付 工事請負契約を行わない場合は、工事費見積書(工事発注者、請負者、場所、着工日を明記したもの)を提出	
写 真	○	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○	○	申込時、着工時、竣工時とも同一場所であることがわかるよう隣接建物等を含め2方向以上から撮影したもの。 ○全景 ◎当該部分	
借入状況報告書	○	○	○	○	○	○	(所定の様式によるもの) 他の金融機関等から借り入れている場合又は新規借入をする場合は、借入れ状況、毎月の弁済額及びボーナスの弁済額が確認できる書類(住宅ローン申込書、融資決定通知書、償還表等)の写しを添付	
売買契約書(写し)					○	○		
住宅建築確約書						○	(所定の様式によるもの)	

(2) 申込時の状況によるもの

申込時の状況	提出書類
借家	賃貸借契約書（写）又は入居証明書
借受人が未成年者であるとき	
借入額が退職手当の額等を超えるとき	「借入に関する誓約書」（所定の様式によるもの）
平成24年4月以降、三重県市町村職員共済組合以外の市町村職員共済組合、都市職員共済組合及び指定都市職員共済組合から転入した場合	「貸付保険事故の有無に係る申告書」
<ul style="list-style-type: none"> ・借受人以外の者が所有する土地に新築又は増築するとき ・借受人以外の者が所有する住宅を増築、改築又は修理するとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新築・増築・改築・修理に関する同意書」（所定の様式によるもの） （土地又は住宅の名義人が、借受人と共有者又は同居者の場合は提出不要）
現に住宅を有する者が、他に住宅を新築、購入又は敷地を購入するとき	<ul style="list-style-type: none"> ①他に新築しなげおひまならない事由を具体的に記した理由書 ②現住宅の処分計画書又は売買契約書（写） ③現住宅の附近見取図、配置図（敷地面積の記載要）、平面図、写真、世帯全員の住民票 ④居住に関する確約書 ※その他、申込事由により必要な書類